

## 文化芸術振興費補助金（我が国アートのグローバル展開推進事業）交付要綱

平成26年4月1日  
文化庁長官決定

平成31年2月14日

一部改正

令和3年6月1日

一部改正

令和3年6月22日

一部改正

令和4年2月15日

一部改正

令和5年2月14日

一部改正

### （通則）

第1条 文化芸術振興費補助金（我が国アートのグローバル展開推進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

第2条 この補助金は、我が国の現代美術作品の国際発信に取り組む美術関係団体に対し交付することにより、世界のアートシーンにおける我が国現代美術の評価を高めるとともに、我が国における優れた芸術家の育成や作品創造の促進及び国際的な評価の向上に資することを目的とする。

### （補助の対象となる者）

第3条 この補助金の補助の対象となる者は、我が国の現代美術の国際発信に取り組んでいる団体（以下「団体」という。）であり、かつ、その団体において美術作品を扱う人材等に高い専門性があり、次の（1）または（2）のいずれかに該当する者とする。なお、実行委員会を組織する場合は、実行委員会が（2）の要件を満たし、かつ、その中核となる団体についても（1）または（2）のいずれかに該当する者とする。

（1）法人格を有する団体

（2）法人格を有しないが、次の要件をすべて満たしている団体

ア．定款、寄附行為に類する規約を有し、次のイ～エについて明記されていること

イ．団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ．自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

エ．団体活動の本拠としての事務所を有すること

### （交付の対象及び補助金の額）

第4条 文化庁長官は、美術分野において、次に掲げる補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文化庁長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、補助対象経費及び補助金の額は別表のとおりとする。

（1）海外アートフェア等参加・出展支援

海外で開催されるアートフェア、アートフェスティバル等への参加・出展

（2）国際発信力のある国内企画展支援

我が国で開催される国際発信力を有するアートフェスティバル、アートフェアと連動した企画展並びに我が国の現代美術作家の評価を高めることに資する展覧会等

(3) 国際拠点化推進支援

我が国で開催される我が国が国際的なアート・エコシステムの拠点としての評価を高めることに資するアートイベント等

(4) 国際連携海外展支援

国内の美術館等の我が国の現代美術の国内外への発信に取り組んでいる団体が海外の美術館等の機関と連携して海外で開催する、我が国の現代美術や現代美術作家の評価を高めることに資する展覧会等

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式1）に関係資料を添えて別に定める期日までに文化庁長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

第6条 文化庁長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書（様式2-1又は様式2-2）により速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

2 文化庁長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 補助金交付申請書が文化庁長官に到達してから交付の決定を行うまで通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した交付申請取下届出書（様式3）を文化庁長官に提出しなければならない。

(契約等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業内容変更承認申請書（様式4）を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、決定された交付額の範囲内で補助対象経費の総額の20%以内の変更はこの限りでない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合を除く。

2 文化庁長官は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。また、前項を承認したものについて、変更交付決定通知書（様式5）又は補助事業内容変更承認通知書（様式6）を補助事業者に送付するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式7）を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅延報告書（様式8）を文化庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、文化庁長官の要求があったときは、速やかに補助事業状況報告書（様式9）を文化庁長官に提出しなければならない。

2 文化庁長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業を完了若しくは廃止の承認があった場合には、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった日から起算して60日を経過した日又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式10）を文化庁長官に提出しなければならない。ただし、補助事業完了前において、会計年度が完了した場合は、翌年度に実施予定の事業計画を付した上で、会計年度完了に係る実績報告書を翌年度4月30日までに提出することとする。

2 前項の場合において、補助金実績報告書の提出期限について文化庁長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する補助金実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金実績報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 文化庁長官は、前条の規定による補助事業完了に伴う補助金実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告書その他の書類の審査及び必要に応じ行う現地調査により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式11）により補助事業者に通知するものとする。

2 文化庁長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 文化庁長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式12）を文化庁長官に提出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払）

第16条 補助金の支払は、原則として第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書（様式13）を官署支出官大臣官房会計課長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第17条 文化庁長官は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくはその一部を取り消し又は変更することができる。

（1）補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、その他の法令若しくは本要綱又はこれらに基づく文化庁長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文化庁長官は、前項の取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 文化庁長官は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付をあわせて命ずるものとする。ただし、第1項第4号に掲げる場合を除くものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第4項の規定を準用する。

（補助金の経理）

第18条 補助事業者は、補助事業について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について前項の帳簿とともにその支出内容を証する書類を備え、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日に属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（電磁的方法による提出）

第19条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電磁的方法による通知等）

第20条 文化庁長官は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文化庁長官は補助事業者に到達確認を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３１年２月１４日から適用する。

但し、既に交付決定済みの事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和３年６月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年６月２２日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年２月１５日から適用する。

但し、既に交付決定済みの事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和５年２月１４日から適用する。